

## 平成26年改正会社法の要点（会社分割における債権者保護規定の新設）

ニュースレターVol.10 では、平成26年改正会社法のうち、コーポレート・ガバナンスに関する重要なものとして、監査等委員会設置会社の新設及び社外取締役に関する改正を取り上げ、その概要と実務への影響について解説を致しました。

本稿では、Vol.10 の続編として、平成26年改正会社法のうち、組織再編に関する重要な改正を取り上げ、なかでも、濫用的会社分割に対する債権者保護規定の新設に係る改正及び実務への影響について解説を致します。

### 1 改正の背景

#### (1) 会社分割概要

会社分割は、会社が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、他の会社に承継させる手続であり、承継先の会社が既存の会社である場合の吸収分割と、新たに設立される会社である場合の新設分割に区分されます。実務上は、企業グループ内の組織再編の手法として、経営の効率化等のために事業単位で別会社化（子会社化）することがよく行われていますが、会社法上は、必ずしも事業単位である必要はなく、個別の権利義務の単位まで分解して承継させることも可能となっています。また、会社分割に基づく権利義務の承継は、事業譲渡契約に基づき個別の権利義務を移転させる場合（これを特定承継といいます。）とは異なり、包括承継と呼ばれています。包括承継とは、言わば相続による承継と同様であり、承継の対象となる権利義務の相手方の同意を要することなく、承継先に当然に引き継がれるという点に特徴があります。

すなわち、新設分割を例にとると、分割を行おうとする会社（新設分割会社）が、新設分割計画（吸収分割であれば吸収分割契約に相当するものです。）において、特定の契約に基づく債務を新会社（新設分割設立会社）に承継させる旨を定めれば、包括承継の効果として、当然に当該債務が新設分割設立会社に承継されることとなります。

#### (2) 改正前会社法における債権者保護手続

もっとも、上記の例に関して言えば、当該債務が新会社（新設分割設立会社）に承継される反面、旧会社（新設分割会社）はその債務を免れるという場合は、債権者からみれば、一方的に旧会社から新会社に免責的な債務の引受がなされたのと同様の効果を生じることになります。これは、債務者が交代しているということに他ならず、債務を承継した者に資力がない場合には、当該債権者にとってはこの承継は重大な影響があり、また、民法上、

免責的債務引受をするには、当該債務に係る債権者の承諾が必要になっていることとの均衡からも、会社分割により、旧会社から新会社に対して債務が承継され、会社分割の効力発生後には、旧会社に対して債務の履行を請求することができなくなる債権者（言わば、新会社に連れて行かれる債権者。以下、「承継債権者」といいます。）については、次の①～③の債権者保護手続が定められています。

- ① 旧会社は、会社分割をする旨、官報にて公告し、承継債権者に対して個別に催告をしなければならない（会社法 789 条 2 項， 810 条 2 項）。
- ② 承継債権者は、当該会社分割につき旧会社に対して異議を述べることができる（会社法 789 条 1 項 2 号， 810 条 1 項 2 号）。
- ③ 承継債権者から異議を述べられた旧会社は、当該承継債権者に対して債務の弁済をするか又は相当の担保を提供する（会社法 789 条 5 項， 810 条 5 項）。

承継債権者に関しては、以上のとおり、異議を述べる機会が与えられるとともに、異議を述べた場合には、弁済又は担保の提供を受けることができるという保護があります。

しかし、会社法上、債権者保護手続が定められているのは、承継債権者だけであり、新会社に債務が承継されず、旧会社が引き続き当該債務を負う内容の会社分割が行われる場合、当該債権者（言わば、置いていかれた債権者。以下、「残存債権者」といいます。）に対してはこのような債権者保護手続の定めはありません。

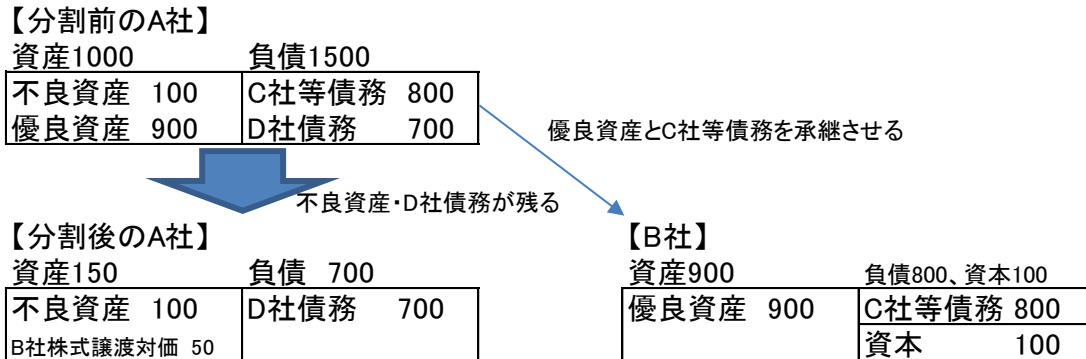
### (3) 濫用的会社分割

残存債権者に対する債権者保護手続が会社法上要求されていなかったため、次のような濫用的な会社分割が行われているとの指摘がなされていました。

- ① A 社（新設分割会社）は、自社の優良事業及びこれを構成する各資産を会社分割により B 社（新設分割設立会社）に承継させる。
- ② 負債に関しては、自社に協力的かつ承継事業に不可欠な取引先 C 社等のものは B 社に承継させる（承継債権者）一方、非協力的な債権者 D 社に関する債務は承継させず（残存債権者）、引き続き A 社のみがこれを負う。
- ③ 残存債権者 D 社に対しては、会社分割の実施について告げないまま、新設分割を行い、優良事業・資産と承継債権者 C 社等に関する負債を引き継いだ新設分割設立会社 B 社において事業を継続する。

残存債権者 D 社は、従前どおり A 社に対して履行の請求をすることができるものの、会社分割後の A 社にはめぼしい資産もなく、また優良事業を承継させた A 社には今後十分な収益も見込めません。A 社が倒産手続に入った場合、本来、優良事業を構成する資産は D 社への配当ないし弁済の引当とされていたはずなのに、会社分割の実施によりそれが B 社に流出してしまうことになるのです。

イメージをし易いように、以下のような単純な事例を想定し、その問題点を検討します。



会社分割により、優良資産（900）とC社等債務（800）をB社に承継させたA社は、会社分割の対価として、B社株式（100<sup>1</sup>）の交付を受け（会社法763条1項6号）、これを第三者に譲渡しその対価として50を得ることを想定します。D社としては、会社分割がなければ、A社からは債権額の約66.6%<sup>2</sup>の回収を図り得たのに、会社分割の実施により、分割後のA社からは約21.4%<sup>3</sup>の回収しか見込めないこととなり、自らの預かり知らぬところで債権回収に重大な影響を受けることになるのです。このような、旧会社に対してのみ履行を請求できる残存債権者を害する意図を持った会社分割を濫用的会社分割と呼んでいます。

## 2 濫用的会社分割に関する判例

このような濫用的会社分割が詐害行為に該当するとして、残存債権者が債権者取消権<sup>4</sup>を行使した事案において、最高裁平成24年10月12日判決は、債権者取消権の行使を認め、当該債権者の債権保全に必要な限度で新設分割設立会社への権利の承継の効力<sup>5</sup>を否定すべきものと判示しました。

## 3 平成26年改正会社法による残存債権者保護規定の創設と実務への影響

### (1) 平成26年改正会社法による債権者保護規定の内容

濫用的会社分割については、債権者としては債権者取消権を行使することで自己の権利保全を図り得るといふ判例法理が確立されました。しかし、債権者取消権という民法の一

<sup>1</sup> ここでは、単純に、B社に対して承継させる資産900と負債800の差額としています。

<sup>2</sup> 総資産1000÷総負債1500

<sup>3</sup> 総資産150÷総負債700

<sup>4</sup> 債務者の資力が十分でない状況下において、債権者を害する行為がなされた場合に、債権者が当該行為を取り消し、その債権の保全を図る制度をいいます（民法424条）。

<sup>5</sup> 新設分割自体の効力（新設分割設立会社の設立）それ自体は効力を否定されるものではありません。なお、同判決は、新設分割に関するものでしたが、判示の内容は吸収分割にも妥当するものと解されます。

般原則ではなく会社法において何らかの規定を設ける必要があるという指摘がなされ、また、債権者取消権の効果は、流出した資産の現物返還を原則としており、これが認められる場合には、承継資産を前提として既に事業を開始している新会社の事業が不安定となること、他方、残存債権者の保護としては、新会社に対して債務の履行を直接請求することができれば十分であり、かつ簡明であることから、平成 26 年改正会社法では、次のような残存債権者の保護規定が新設されました。

すなわち、「残存債権者を害することを知って」会社分割を実施した場合には、残存債権者は、そのような会社分割がなされたことを知ったときから 2 年以内<sup>6</sup>に、承継会社に対して、「承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。」と定められました<sup>7</sup>（会社法 759 条 4 項本文，764 条 4 項）。もっとも、吸収分割の場合には、吸収分割承継会社が、「残存債権者を害すべき事実」について知らなかったことを証明した場合には、かかる請求を免れるものとされています（会社法 759 条 4 項ただし書き）。

ここでいう、「残存債権者を害することを知って」とは、民法 424 条の詐害行為取消権に関する要件を参考にしたものであり、当該行為により分割会社が債務超過となる場合が典型と考えられていますが、特に債権者を害することを意図することまでは必要ないと解されます。

また、「承継した財産の価額を限度として」とは、承継資産の価額から承継債務の価額を控除した金額ではなく、当該財産自体の価額を意味し、その範囲内で、承継会社に対して債務の履行を求めうることになります<sup>8</sup>。

なお、残存債権者による承継会社への直接請求制度の創設後も、濫用的会社分割に対する債権者取消権の行使は可能と解されていますので、債権者としては、債権者取消権を行使するか、会社法上の直接請求権を行使するかを選択的に判断できるということになります。

## (2) 実務上の影響（承継債権者と承継会社への影響を中心に）

改正会社法施行日以降に、吸収分割契約が締結され、又は新設分割計画が作成された会社分割が、残存債権者による直接請求の対象とはなりません（改正附則 20 条）。したがって、施行日より前に行われた会社分割は、従前どおり、債権者取消権の対象となり得ることとまります。

<sup>6</sup> 詐害的会社分割を知ったときから 2 年間という制限とは別に、残存債権者の認識を問わず、会社分割の効力発生日から 20 年を経過したときはこの請求をなし得ないとする期間制限も定められています（会社法 759 条 6 項，764 条 6 項）。

<sup>7</sup> なお、同様の規定が、事業譲渡に関しても新設されています（会社法 23 条の 2）。

<sup>8</sup> 上記の例で言えば、残存債権者 D は、分割後 A 社に対して承継資産 900 と承継負債 800 の差額である 100 の限度ではなく、承継資産 900 の限度で債務の履行を請求しようということになります。極端な事例ではありますが、D 社はこの請求権を行使することにより、会社分割が実施される前よりも債権回収の点で有利となるのに比して、承継会社 B 社がこの請求に応じた結果、承継債権者 C 社等への弁済が十分になされない場合が出てきます。

残存債権者による直接請求によって、会社分割の効力が左右されることはありませんが、上記のとおり、承継会社は残存債権者に対して承継資産の限度で当該債権者に係る債務を履行しなければならない可能性があります。

そして、承継会社がその責任を負うのは、承継資産と承継負債との差額ではなく、承継資産自体の価額を言うとは解されていますから、この請求権が行使された結果、注8で述べたような、承継債権者としては会社分割がなされる前よりも不利な状況となることも想定されます。承継債権者としては、このような事態となった場合、承継会社の役員責任を追及する余地もあると解されますが（会社法429条）、会社分割に伴う事前開示事項（会社法782条1項、803条1項等）の検討を通じて、当該会社分割が残存債権者を害するものとなる可能性があることが判明した場合には、分割会社に対して異議を述べたうえで、債権の保全を図る等の措置が必要になるでしょう（会社法789条1項2号、810条1項2号、789条5項、810条5項）。

また、吸収分割承継会社は、上記のとおり、残存債権者を害することについて認識がなければ、上記のとおり残存債権者からの直接請求を受けることはありませんが、例えば、会社分割契約書において、分割会社が承継会社に対して「本件会社分割は分割会社の残存債権者を害さないこと」を表明保証する条項を定めておくだけで、この認識がなかったと言えるかは明らかではなく、デューデリジェンスの過程で詐害性について疑義がある場合には相当慎重な検討が必要になると言えます。

#### 4 まとめ

今回の改正では、組織再編に関するものとして、この会社分割に関するもののほかにも、現金を対価とする少数株主からの株式買取り（キャッシュアウト）に関する改正、組織再編の差止請求権に関する改正、親会社による一定の子会社株式譲渡に関する規制に係る改正等、実務上重要な内容が多くあります。次回は、本稿に引き続き、組織再編に関するこれらの改正を取り上げる予定です。

（執筆者 弁護士 森直樹，弁護士 上野尚文）